

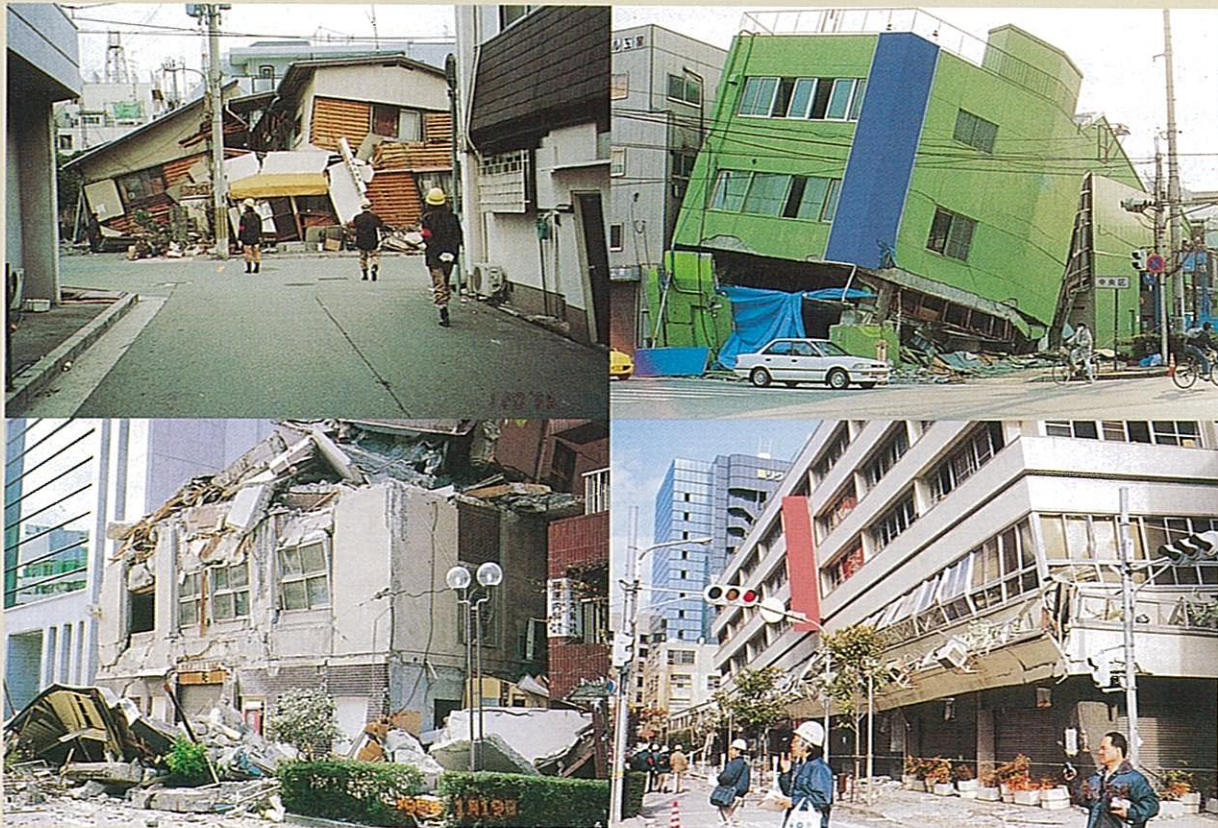
大震災の被害と教訓

平成7年1月17日未明に発生した直下型地震による阪神・淡路大震災では、6,400人をこえる方が犠牲となり、約26万棟の家屋が全壊・半壊しました。また、亡くなられた方の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死であったことが報告されています。

また、建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は軽く、現行の耐震基準は、おお

むね妥当であると考えられています。（国土交通省の建築震災調査委員会中間報告《平成7年7月28日》による。）

こうした被害状況を踏まえ、積極的に耐震診断を行い、専門家のアドバイスを受けながら必要に応じて耐震改修を行って、地震につよい建築物にすることが大切な人命や財産を守ることになり、ひいてはまちの安全につながります。このため、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行されました。



●相談窓口について

県では、建物を新築あるいは改修する際の地震対策などについての相談窓口を設けております。高齢者・障害者向住宅の新築・改修についても専門家がアドバイスしますのでお気軽にご利用ください。

●相談場所●

〈地震相談〉

- 山梨県建築士会
甲府市丸の内1丁目14-19 山梨県建設会館内
TEL. 055-233-5414 FAX. 055-233-5415
- 各地域振興局建設部建築担当課
県内に8ヶ所あります。詳細は土木部建築指導課
TEL. 055-237-1111内7662へお尋ねください。

〈高齢者・障害者向住宅相談〉

- 山梨県建築士会
甲府市丸の内1丁目14-19 山梨県建設会館内
TEL. 055-233-5414 FAX. 055-233-5415

※なお、土日、祝祭日は業務を行っておりません。

●お問合せは

山梨県土木部建築指導課

甲府市丸の内1丁目6-1
TEL. 055-223-1734 FAX. 055-223-1736